

第9節 公有水面埋立事業区域における開発行為

〔法第29条第1項第9号〕

法第29条第1項第9号

公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為

〔審査基準 2〕

公有水面埋立事業は、竣功認可前に建築物の建築を目的とした宅地造成が行われるが、埋立そのものについては知事の免許を受けており、また同法第23条により竣功認可前に埋立地を使用するときは、知事の許可を受けることとされていることから、重ねて規制する必要がないことから、本条の適用が除外される。